

山口市再犯防止推進協議会設置要綱

(設置目的)

第1条 再犯防止推進法の規定に基づき策定した山口市再犯防止推進計画(以下「推進計画」という。)の進行管理及びネットワークの構築等を目的として、山口市再犯防止推進協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会が所掌する事務は、次に掲げる事項とする。

- (1) 推進計画の策定及び取組の評価・検証に関する事項
- (2) 関係機関、団体等とのネットワークの構築に関する事項
- (3) その他、推進計画に関する事項

(組織)

第3条 協議会は、委員により組織する。

2 委員は、別表の再犯防止に係る国関係団体及び関連団体から推薦された者により構成する。

3 協議会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

(会長)

第4条 会長は、会務を総括し、協議会を代表する。

2 会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、必要に応じて会長が召集する。

2 会議の議長は会長をもって充てる。

3 協議会は、必要に応じて、委員以外の者の意見を聞くことができる。

(部会)

第6条 協議会は、必要があると認めるときは、部会を置くことができる。

2 部会は、部会長、副部会長及び部会員をもって組織する。

3 部会の部会長及び副部会長は、部会員のうちから会長が指名するものとする。

4 その他部会に関し必要な事項は、部会長が別に定める。

(庶務)

第7条 協議会及び部会の庶務は、健康福祉部地域福祉課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年1月4日から施行する。

(別表)推進委員

区 分	機関・団体名
国関係機関	山口地方検察庁
	山口刑務所
	山口少年鑑別所
	山口保護観察所
	山口公共職業安定所
司法関係団体	山口県弁護士会
社会福祉関係団体	山口市社会福祉協議会
	山口市民生委員児童委員協議会
相談支援機関	障害者就業・生活支援センター
	生活困窮者自立相談支援事業所
	基幹型地域包括支援センター
	障がい者基幹相談支援センター
更生保護関係団体	更生保護法人山口更生保護会
	山口保護区保護司会
	山口地区更生保護女性会
	山口県就労支援事業者機構
その他協力団体	山口人権擁護委員協議会
	山口市青少年健全育成市民会議
	山口商工会議所
	山口圏域生活支援協議会
教育機関	山口市教育委員会